

総

務



# 総務

## 1 市 庁 舎

<p>(1) 本庁舎</p> <p>所在地 一宮町一丁目5番1号 ☎65-1234</p> <p>沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用） 昭和19年5月庁舎開庁 昭和25年11月火災により焼失 昭和27年4月庁舎開庁 昭和27年10月議事堂開設 昭和41年度から庁舎建設基金設置、 具体的検討に着手 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置 昭和53年7月庁舎建設着工 昭和55年1月31日庁舎完成 昭和55年3月3日開庁</p>	<p>敷地面積 1万7,453.13㎡</p> <p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>建築面積 3,607.48㎡</p> <p>延床面積 1万5,235.94㎡</p> <p>建物の高さ 36.4m</p> <p>駐車場 収容台数 約170台(来客用)</p> <p>建設事業費 30億1,000万円(建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円)</p>
--	--

(2) 支所庁舎

区 分	上 部 支 所	川 東 支 所	別 子 山 支 所
所 在 地	喜光地町一丁目5番9号 ☎43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎46-1180	別子山甲482番地の3 ☎64-2011
敷 地 面 積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	1,808.75㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延 床 面 積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	581.96㎡
建 築 年 月 日	昭和55年3月29日(新築)	昭和54年3月25日(新築) 昭和61年2月12日(増築)	昭和35年(別子小学校弟地分校として新築、昭和41年から別子山村役場として使用) 昭和57年、昭和63年、平成3年(増築)
建 設 事 業 費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 -	建設費 1億4,965万円 -

(3) 本庁舎案内図

		機 械 室																
		議 場 傍 聴 席																
	6階 (議事堂)	・議事録室 ・議会事務局	議会図書室 議会資料室	議員応接室1・2 議会資料室	議員控室	正副議長応接室	正副議長室	協議員全員の 協議員全員の 協議員全員の 協議員全員の 協議員全員の	委員会議室 第1、2、3、4 委員会議室	議場								
	5階	・情報政策課 ・企画部	選挙管理委員会 事務局	農務委員会 事務局	監査委員室	監査委員室	教育長室	・学校教育課 ・社会教育課 ・スポーツ文化課	事務局 教育局	・市人権擁護課								
	4階	・建築指導課 ・建築住宅課	・用地課 ・道路課 ・都市計画課	建設部	土地開発公社	面談コーナー	・下水道建設課 ・下水道管理課	・環境部 ・運輸観光課 ・産業振興課	・農林水産課	・農地整備課								
	3階	記者クラブ	・地方創生推進室 ・別子銅山文化遺産課 ・財政政策課	秘書広報課 総合政策課	企画部	副市長室 市長室	行政資料室 すてっぷ	・市民部 ・防災安全課	・総務課 ・人事課	入札室 総務課	・契約課							
	2階	・債権管理対策室 ・資産税課	・市民税課 ・収納課	総務課 ・税金課	福祉包含支援センター	・福祉課 ・参議課	消費生活センター 市民相談コーナー	面談コーナー ・男女共同参画課 ・地域コミュニティ課	・市民部 ・環境保全課	・ごみ減量課 ・環境課								
	1階	・市民課	・市民部	総合案内	面談コーナー	・生活福祉課 ・生活福祉課	・生活福祉課 ・生活福祉課 ・介護福祉課 ・子育て支援課	福祉課 福祉課	・出納室	伊予銀行新居浜市役所出張所								
地階				機械室		宿直警備室 (休日・夜間受付)	売店	食堂										

(車庫棟)



## 2 市 有 財 産

### (1) 土地建物

(27. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分		土地 (地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非 木 造	計	
行政財産	本 庁 舎	22,810	186	20,867	21,053	
	その他の 行政機関	( 消 防 ) 施 設	14,028	27	6,252	6,279
		そ の 他 の 施 設	691,536	212	55,784	55,996
	公 共 用 財 産	学 校	497,014	4,564	172,026	176,590
		公 営 住 宅	227,672	5,980	119,265	125,245
		公 園	864,227	156	1,593	1,749
		そ の 他 の 施 設	873,361	8,589	113,015	121,604
小 計		3,190,648	19,714	488,802	508,516	
普通財産	山 林	48,024,607	240	30	270	
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般	368,936	4,326	17,461	21,787	
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地	8,565	0	0	0	
	小 計	48,402,108	4,566	17,491	22,057	
合 計		51,592,756	24,280	506,293	530,573	

### (2) 物 権

(27. 3. 31 現在・単位:㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,762
借 地 権	202,871
無 償 借 地 権	91,026
合 計	363,659

### (3) 有価証券

(27. 3. 31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
株 券	132,292

### (4) 出資による権利

(27. 3. 31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
愛 媛 県 海 外 移 住 組 合	3
愛 媛 県 漁 業 信 用 基 金 協 会	3,150
愛 媛 県 農 業 信 用 基 金 協 会	510
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー	34,880
新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社	10,000
(社福) 新 居 浜 社 会 福 祉 事 業 協 会	1,000
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	8,206
愛 媛 県 信 用 保 証 協 会	17,903
(公財) 愛 媛 の 森 林 基 金	14,618
(公財) え ひ め 海 づ く り 基 金	13,472
(公財) 新 居 浜 市 文 化 体 育 振 興 事 業 団	50,000
(公財) え ひ め 産 業 振 興 財 団	17,913
(公財) 愛 媛 県 国 際 交 流 協 会	3,789
テ ク ノ ポ リ ス 開 発 機 構	3,135
(公財) え ひ め 東 予 産 業 創 造 セ ン タ ー	375,905
(公財) 愛 媛 県 暴 力 追 放 推 進 セ ン タ ー	11,582
(一財) 愛 媛 県 廃 棄 物 処 理 セ ン タ ー	539
(公財) え ひ め 農 林 漁 業 振 興 機 構	16,834
愛 媛 県 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 本 部	1,818
(公財) 愛 媛 県 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団	11,624
(公財) 愛 媛 県 文 化 振 興 財 団	3,518
合 計	600,399

## (5) 基金 (27.3.31現在・単位:千円)

区 分	金 額
特別奨学基金	31,819
奨学資金貸付基金	99,608
青野記念奨学基金	75,328
入学準備金貸付基金	2,231
財政調整基金	6,608,003
土地開発基金	800,000
体育施設建設基金	692,734
平尾墓園管理基金	103,937
文化振興基金	1,411,465
寺尾音楽教育振興基金	10,000
減債基金	664,900
図書館図書整備基金	35,795
地域福祉基金	511,096
生活文化まちづくり基金	13,882
国際交流基金	39,216
工藤交通災害遺児修学基金	10,373
ふるさと・水と土保全対策基金	10,231
国民健康保険財政調整基金	866,331
介護給付費準備基金	289,886
浮川健康づくり基金	50,695
公共施設整備基金	1,311,997
別子山振興基金	390,755
災害対策基金	138,092
こども夢未来基金	4,609
合併振興基金	1,851,282
あかがね基金	114,412
環境保全基金	73,530
ものづくり産業振興基金	23,220
美術品購入基金	112,500
合 計	16,347,927

(債権額含む)

財政調整基金	平成27年5月29日	1,580,000千円	取崩し
平尾墓園管理基金	平成27年5月29日	6,690千円	取崩し
減債基金	平成27年5月29日	124,028千円	取崩し
地域福祉基金	平成27年5月29日	20,219千円	取崩し
国際交流基金	平成27年5月29日	1,782千円	取崩し
国民健康保険財政調整基金	平成27年5月29日	114,167千円	取崩し
公共施設整備基金	平成27年5月29日	217,166千円	取崩し
別子山振興基金	平成27年5月29日	5,182千円	取崩し
合併振興基金	平成27年5月29日	8,834千円	取崩し
あかがね基金	平成27年5月29日	8,843千円	取崩し
環境保全基金	平成27年5月29日	7,385千円	取崩し

## 3 債 権 管 理

地方分権改革により国と地方との役割の抜本的な見直しが進められ、さらなる権限の移譲により自治体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためにはそれに見合う財源が必要であり、これまで以上に経費の節減及び市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理に向けた方針・手法について検討・実施している。

## (1) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的としている。

## (2) 強制徴収債権の滞納整理

税外債権で、市税の徴収と同様に自力執行権のある債権のうち、特に徴収困難な案件について、徴収担当課から債権管理対策室が移管引き受けし、滞納処分(差押)を中心とした債権回収を進めている。

平成27年度は、保育所保育料、国民健康保険料、介護保険料、下水道使用料を引き受け、滞納整理を行う。

## (3) 非強制徴収債権の滞納整理

自力執行権のない非強制徴収債権のうち、滞納額及び件数の多いことから指定した重点滞納債権について、債権管理対策室が支援して、所管課が訴えの準備が整った債権から順次強制執行等の法的措置を行い、債権回収を進めていく。

移管引受債権の徴収実績

引受年度	区分	項目	引受件数	引受金額 (本料のみ)	徴収金額 (督促手数料・ 延滞金含む)	徴収率	差押件数
25		保育所保育料	30件	6,813,485円	5,109,773円	59.46%	19件
		国民健康保険料	18	11,493,590	4,771,896	36.90	15
		介護保険料	24	3,912,670	2,016,777	47.07	18
		後期高齢者医療保険料	2	333,594	490,994	100	0
		下水道事業受益者負担金	7	204,000	217,000	84.80	5
		計	81	22,757,339	12,606,440	46.75	57
26		保育所保育料	10	2,686,600	3,122,200	85.36	7
		国民健康保険料	10	8,480,780	6,294,680	67.26	10
		介護保険料	11	1,811,267	1,707,927	85.67	12
		下水道使用料	10	3,728,721	1,887,526	42.42	7
		計	41	16,707,368	13,012,333	66.62	36

## 4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区分		年度	24	25	26
工事請負契約	市内業者	件数	397	380	361
		金額	6,163,808 ( 2,155,860)	4,716,080 ( 45,252)	4,610,627
	市外業者	件数	43 ( 2)	40 ( 1)	48
		金額	3,674,035 ( 2,256,240)	1,729,835 ( 45,252)	1,322,708
	小計	件数	440 ( 2)	420 ( 1)	409
		金額	9,837,843 ( 4,412,100)	6,445,915 ( 90,504)	5,933,335
物品購入契約		件数	2,732	2,741	2,705
		金額	330,389	164,025	235,260

注1：( )内件数は共同企業体

注2：( )内金額は出資比率による。

注3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注4：工事請負契約は、水道局及び港務局契約分を含む。



# 5 市 税

(1) 税目・税率等

(27.4.1 現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等		納税義務者			
個 人 市民税	均等割	定額 3,500円	56,576人 (26年度)			
	所得割	6.0%				
法 人 市 民 税	均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	18 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	10 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	197 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	24 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	148 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	39 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	512 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	24 社		
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,491 社		
	合 計			3,463 社		
	法人 税 割	$\frac{14.7}{100}$ (平成26年10月1日以降に開始する事業年度からは $\frac{12.1}{100}$ )				
軽 自 動 車 税	原動機付自転車		(課税台数)			
	ア	第1種原付50cc以下	年額 1,000円	11,005台		
	イ	第2種原付(乙)50cc超90cc以下	年額 1,200円	1,402台		
	ウ	第2種原付(甲)90cc超125cc以下	年額 1,600円	1,725台		
	エ	ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25kW超0.6kW以下)	年額 2,500円	101台		
	軽自動車及び小型特殊自動車					
	ア	2輪のもの	年額 2,400円	1,124台		
	イ	3輪のもの	年額 3,100円	1台		
		(H27.4.1以降新規登録)	年額 3,900円	0台		
	ウ	4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	年額 5,500円	3台
				営業用(H27.4.1以降新規登録)	年額 6,900円	0台
				自家用	年額 7,200円	31,090台
				自家用(H27.4.1以降新規登録)	年額 10,800円	2台
				営業用	年額 3,000円	160台
営業用(H27.4.1以降新規登録)				年額 3,800円	0台	
エ	貨物用のもの	自家用	年額 4,000円	10,577台		
		自家用(H27.4.1以降新規登録)	年額 5,000円	0台		
		農耕作業用自動車	年額 1,600円	98台		
オ	ボートトレーラー	年額 2,400円	17台			
カ	その他のもの	年額 4,700円	93台			
キ	2輪の小型自動車	年額 4,000円	1,412台			
			計 58,810台			
市たばこ税	1,000本につき5,262円(旧3級品以外) 1,000本につき2,495円(旧3級品)		6 社			
入湯税	1人1日について150円		1 社			
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)		48,452人			
都市計画税	$\frac{0.28}{100}$		34,772人			
特別土地 保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$		-			

## (2) 納税義務者数 (課税状況調)

## 市民税

## ア 個人

(26.7.1 現在・単位：人)

区分	年	22	23	24	25	26
普通徴収		15,545	14,465	14,390	14,005	12,433
特別徴収(給与)		30,740	31,265	31,441	31,897	34,052
特別徴収(年金)		11,040	11,146	11,296	11,181	10,122
計		57,325	56,876	57,127	57,083	56,607

## イ 法人

(26.7.1 現在・単位：人)

区分	年	22	23	24	25	26
法人均等割納税義務者数		3,385	3,388	3,427	3,414	3,463

## (3) 固定資産概要調書

## ア 土地

(27.4.1 現在)

区分	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	計
地積	評価総地積 (㎡)	8,246,857	6,380,630	24,594,224	27,335	60,686,266	103,926	3,972,066	104,011,304
	法定免税点以上(㎡)	7,364,434	5,072,292	24,419,749	19,429	58,212,773	71,334	3,868,229	99,028,240
決定価格	総額 (千円)	1,519,306	1,435,974	494,208,909	54,063	919,368	3,237	30,014,018	528,154,875
	法定免税点以上(千円)	1,440,844	1,387,907	492,680,089	53,827	880,212	2,220	29,831,489	526,276,588
課税標準額 (千円)		1,205,732	1,028,477	198,914,238	37,760	880,212	2,052	20,479,397	222,547,868
筆数	評価総筆数	13,514	12,482	113,310	32	8,774	213	10,228	158,553
	法定免税点以上	11,877	9,280	110,909	24	6,823	157	8,572	147,642
単位当り価格	平均価格 (円/㎡)	184	225	20,095	1,978	15	31	7,556	5,078
	最高価格 (円/㎡)	42,734	54,132	84,622	14,548	48	9,444	75,613	84,622

## イ 家屋

(27.4.1 現在)

区分	総数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構成 ( $\frac{B}{A}$ )	
納税義務者 (人)	43,075	4,584	38,491	89.35	
棟数	木造	55,208	5,296	49,912	90.40
	木造以外	21,163	286	20,877	98.64
	計	76,371	5,582	70,789	92.69
床面積 (㎡)	木造	4,699,900	298,257	4,401,643	93.65
	木造以外	4,531,344	5,949	4,525,395	99.86
	計	9,231,244	304,206	8,927,038	96.70
決定価格 (千円)	木造	86,872,241	403,667	86,468,574	99.53
	木造以外	142,449,255	21,425	142,427,830	99.98
	計	229,321,496	425,092	228,896,404	99.81
単位当り価格 (円/㎡)	木造	18,484	1,353	19,645	—
	木造以外	31,436	3,601	31,473	—



ウ 償却資産

(27.4.1 現在)

区分	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			課税標準の特例 規定の適用を受 けるもの	左記以外のもの	
市長がし めたもの	構 築 物	35,303,038	34,568,111	411,400	34,156,711
	機 械 及 び 装 置	107,934,277	105,865,198	1,787,015	104,078,183
	船 舶	1,800,023	913,004	887,019	25,985
	車 両 及 び 運 搬 具	581,363	581,363	0	581,363
	工 具 器 具 備 品	13,727,358	13,704,487	16,947	13,687,540
	小 計 (イ)	159,346,059	155,632,163	3,102,381	152,529,782
法第三 九条係	総 務 大 臣	33,916,146	29,047,371		
	県 知 事	60,828	60,828		
	小 計 (ロ)	33,976,974	29,108,199		
合 計 (イ) + (ロ)	193,323,033	184,740,362			

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況 (滞納繰越分含む)

(単位：千円)

年度	調定額	収納額	収納率
22	20,074,504	18,972,600	94.51%
23	20,023,899	18,952,875	94.65
24	19,523,367	18,557,847	95.05
25	19,726,814	18,902,720	95.82
26	19,581,696	18,920,673	96.62

イ 平成26年度税目別収納状況

(単位：千円)

税 目	調定額	収納額	収納率
市 個 人	5,746,809	5,531,158	96.25%
民 法 人	2,205,394	2,193,887	99.48
税 小 計	7,952,203	7,725,045	97.14
固 定 資 産 税	9,184,146	8,838,460	96.24
交 付 金	11,804	11,804	100.00
特 別 土 地 保 有 税	9,694	0	0.00
軽 自 動 車 税	305,875	282,819	92.46
市 た ば こ 税	880,928	880,928	100.00
入 湯 税	509	509	100.00
都 市 計 画 税	1,236,537	1,181,108	95.52
総 計	19,581,696	18,920,673	96.62

(5) 納税貯蓄組合

区分	年度	22	23	24	25	26
組 合 数		29	27	24	24	23
課 税 者 数 (人)		1,391	1,345	1,292	1,292	1,230
期 限 内 納 付 額 (千円)		131,092	129,651	125,845	128,420	119,973
市 税 調 定 額 (県 民 税 含 む) (千円)		136,423	133,619	128,299	129,650	122,550
納 付 率 (%)		96.09	97.03	98.09	99.05	97.90

## 6 職 員

### (1) 職員数

(27.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	638	402	209	1		612
水道局	45	17	21			38
消防長の事務部局	134	130				130
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	45	31	4		7	42
その他の教育機関	64	6	11	27	7	51
選挙管理委員会の事務部局	4	3				3
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	6	2	2			4
合 計	956	609	247	28	14	898

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

### (2) 一般行政職の級別職員数の状況

(27.4.1 現在)

区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名	部長	次長	課長 主幹 技幹	副課長	係長 主査	主任	上級主事	主事	
職員数(人)	10	22	61	85	166	69	47	52	512
構成比(%)	1.9	4.3	11.9	16.6	32.4	13.5	9.2	10.2	100.0

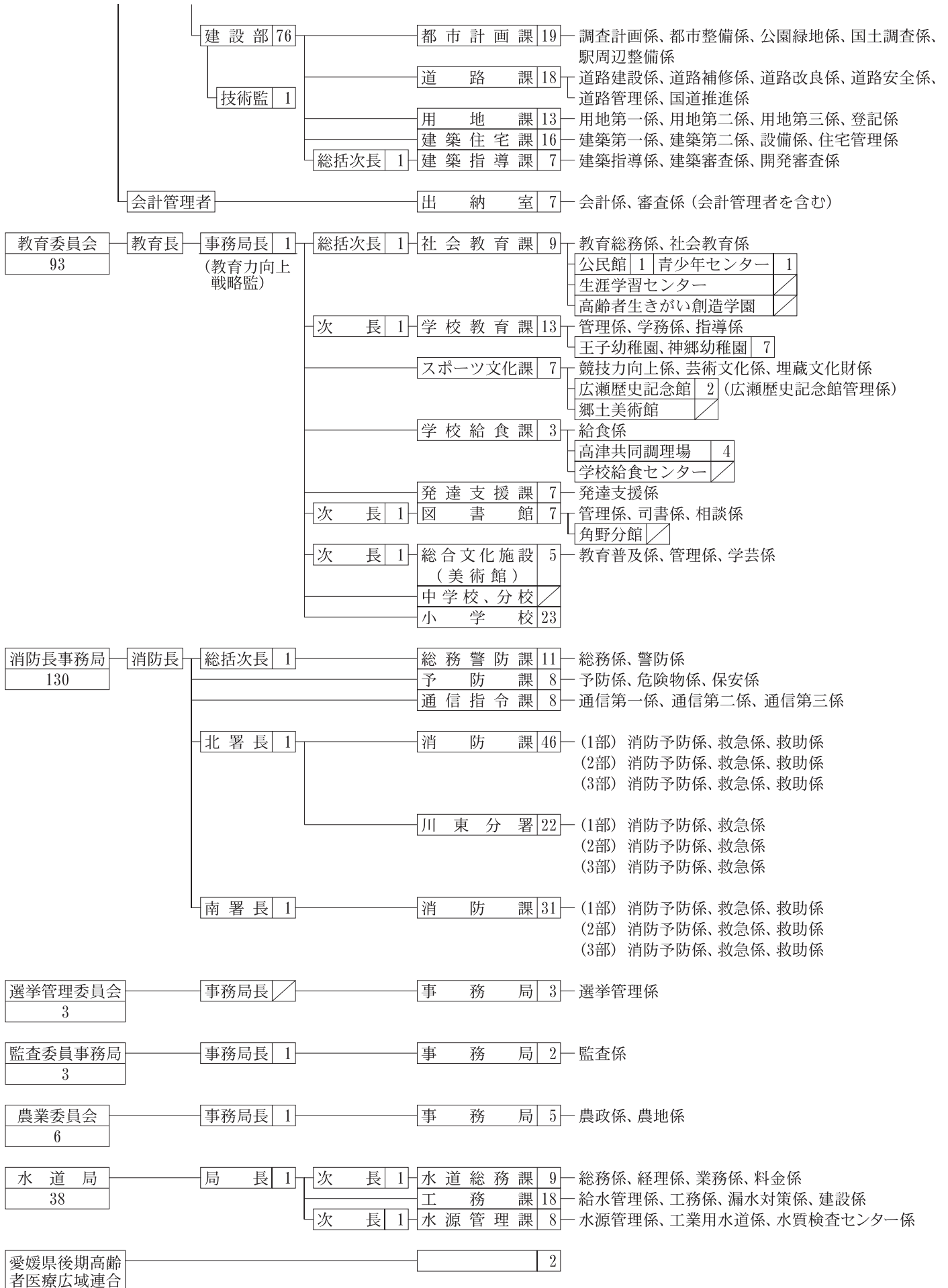
注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

注2：再任用職員(短時間は除く。)を含む。

# 7 行政機関と職員数

(27.4.1現在)

議会 9	事務局長 1	議事課 8	庶務係、議事係、調査係			
市長 614	副市長	企画部 54	総括次長 1	総合政策課 10	政策調整係、企画統計係、行政改革推進係	
			次長 1	秘書広報課 8	秘書係、広報係、広聴係	
				財政課 7	財政調整係、財政情報係	
			技術監 1	情報政策課 7	システム開発係、システム管理係、情報化推進係	
				別子銅山文化遺産課 2	文化遺産係	
				地方創生推進課 2	戦略推進係	
				国体推進室 6	企画広報係、競技運営係	
				港湾管理課 8	管理係、計画係、建設係	
			総務部 103	総括次長 1	総務課 7	法制係、事務管理係
					人事課 20	人事係、給与係、研修厚生係、健康管理係
	次長 1	契約課 5		契約係、工事検査班		
		管財課 8		財産係、財産整理係、車両係		
	次長 1	市民税課 15		税制係、市民税係、諸税係		
		資産税課 22		土地係、家屋係、償却資産係		
		収税課 19		納税管理係、収税係		
		債権管理対策室 4		債権管理対策係		
	福祉部 206	(総括) 健康長寿戦略監 1		地域福祉課 14	地域福祉係、障がい福祉係	
				生活福祉課 18	援護第一係、援護第二係	
			介護福祉課 17	介護総務係、事業所指導係、介護保険料係、介護認定係、高齢福祉係		
			次長 1	子育て支援課 13	保育係、支援係、給付係 清光寮 1   保育園 78	
			国保課 24	賦課係、徴収係、給付係、医療費適正化係、後期高齢者医療係		
		次長 1	保健センター 19	健康推進係、成人保健係、母子保健係、精神保健係、医療対策係		
			東新学園 11	管理係、指導第一係、指導第二係、指導第三係		
		市民部 56	次長 1	地域コミュニティ課 6	協働推進係、地域交流係 消費生活センター 2 (消費者行政係)	
				防災安全課 7	危機管理係、防災情報係、安全対策係	
総括次長 1			人権擁護課 3	人権擁護係、人権啓発係 瀬戸会館 <input checked="" type="checkbox"/>   大島教育集会所 <input checked="" type="checkbox"/>		
	男女共同参画課 3		男女共同参画係、相談支援係			
次長 1	市民課 24		庶務係、窓口係、記録係、住居表示係、国民年金係			
	上部支所 4		市民係			
	川東支所 3		市民係			
環境部 62	総括次長 1		環境保全課 10	環境政策係、環境衛生係、墓地管理係 斎場 <input checked="" type="checkbox"/>		
		次長 1	ごみ減量課 8	ごみ業務係、ごみ減量係、まち美化係		
	環境施設課 3		施設整備係 清掃センター 5 (焼却施設管理係、リサイクル施設管理係) 最終処分場 1 衛生センター 3 (衛生センター管理係)			
	次長 1	下水道管理課 10	経理係、業務係 下水処理場 3 (下水処理場管理係)			
		下水道建設課 16	計画係、公共下水道係、河川水路係、維持管理係			
		産業振興課 9	産業振興課 9	商工係、企業立地係、労政係 工業試験場 <input checked="" type="checkbox"/>		
	運輸観光課 14		運輸企画係、観光物産係、渡海船係 端出場温泉保養センター <input checked="" type="checkbox"/>   東平記念館 <input checked="" type="checkbox"/>			
	経済部 50	(総括) 産業戦略監 1	次長 1	農林水産課 10	農政係、漁政係、林政係	
農地整備課 8			管理係、土地改良係、法定外公共物係			
別子山支所 6		総務係、住民係、厚生係、経済係				



## 8 給与・報酬及び費用弁償

### (1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職 名	24. 4 改正 24. 4 適用	25. 4 改正 25. 4 適用	27. 4 改正 27. 4 適用
市 長	989,000	974,000	955,000
副 市 長 ( 統 括 )	807,000	795,000	779,000
副 市 長 ( 特 命 )	707,000	696,000	682,000
監 査 委 員	457,000	450,000	441,000
固 定 資 産 評 価 員	313,500	313,500	-
教 育 長	680,000	670,000	657,000
教 育 委 員 会 委 員 長	150,800	150,800	-
教 育 委 員 会 委 員	126,100	126,100	126,100
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	22,900	22,900	22,900
選 挙 管 理 委 員	20,900	20,900	20,900
選 挙 管 理 委 員 補 充 員	14,100	14,100	14,100
監 査 委 員 ( 非 常 勤 )	250,900	250,900	250,900
監 査 委 員 ( 議 会 選 任 )	52,100	52,100	52,100
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	14,100	14,100	14,100
公 平 委 員 会 委 員 長	15,600	15,600	15,600
公 平 委 員 会 委 員	15,600	15,600	15,600
農 業 委 員 会 会 長	62,700	62,700	62,700
農 業 委 員 会 会 長 代 理	49,100	49,100	49,100
農 業 委 員 会 委 員	44,200	44,200	44,200
農 業 委 員 会 部 会 長	49,100	49,100	49,100
選 挙 長	19,800	19,800	19,800
開 票 管 理 者 及 び 投 票 所 の 投 票 管 理 者	18,200	18,200	18,200
開 票 立 会 人、選 挙 立 会 人 及 び 投 票 所 の 投 票 立 会 人	14,100	14,100	14,100
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 出 頭 し た 選 挙 人、 そ の 他 関 係 者	9,000	9,000	9,000
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 公 聴 会 に 参 加 し た 者 の 実 費 弁 償	9,000	9,000	9,000

注1：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(統括)及び副市長(特命)とした。

注2：一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、報酬を支給しないこととした。

注3：新制度による教育長が任命されるまでの間は、従前のおり教育委員会委員長を置くこととした。

## (2) 職員給与

## ア 補職別平均給料

(27.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数		年齢		最 高				最 低					
							給料 円	勤続年数		年齢		給料 円	勤続年数		年齢	
								年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	11	454,013	35	2	58	0	459,207	36	1	59	4	446,697	32	1	56	5
次長相当職	29	427,933	34	4	56	4	437,142	40	1	58	0	417,443	31	1	55	1
課長相当職	46	413,652	32	1	54	9	422,600	34	1	54	11	399,400	27	1	51	10
主・技幹相当職	40	406,943	31	11	53	11	418,100	34	1	52	3	394,590	35	1	57	7
副課長相当職	127	394,587	28	8	51	3	400,600	38	1	58	3	378,300	23	1	45	2
係長相当職	180	365,786	22	0	44	2	388,300	41	1	59	0	335,000	21	1	39	8
主査相当職	115	357,807	22	9	44	0	388,300	31	1	55	2	321,600	15	1	37	6
主任相当職	122	292,331	13	6	36	5	354,700	19	1	42	0	254,700	13	1	31	4
主事相当職	193	207,313	4	6	28	11	308,000	31	1	59	2	142,100	0	1	18	0
技能労務職	28	379,414	27	6	53	0	388,300	39	1	57	3	325,800	23	1	41	9
教育職	7	434,216	28	4	52	6	443,599	32	1	55	1	383,240	22	1	45	7
計	898	333,130	19	10	42	8										

## イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	142,100円
中級（短大卒）	”	154,800円
上級（大学卒）	”	174,200円

## ウ ラスパイレス指数

年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
指数	101.3	99.8	100.4	101.5	101.6	101.9	101.4	109.2	108.5	99.9
								参考値 100.9	参考値 100.3	

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

注2：「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

## (3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。



## 9 職 員 研 修

### 職員研修実施内容（平成26年度）

#### (1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	26年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。 また、新居浜市の発展基礎となった別子銅山の歴史と現存する産業遺産について理解を深める。	27人	7日計	5階大会議室、コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 白石香里、高岡智望 庁内講師  フォローアップ研修 コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 白石香里、高岡智望  3市合同研修 新居浜市 銅山の里自然の家 サヨリ商店(株) 千葉小織  産業遺産研修 別子銅山記念館ほか
第2部	採用後1年 経過職員	新居浜市発展の礎である別子銅山の産業遺産を訪ね住友との共存共栄について理解を深める。 また、職務を遂行する上に必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。(施設体験研修を含む)	20人	6日計	産業遺産研修 旧別子ほか  施設体験事前研修 コミュニティ防災センター 特別養護老人ホームふたば荘 白石正  特別養護老人ホーム1日間体験研修 特別養護老人ホームふたば荘ほか5施設  合同研修 5階大会議室 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。(施設体験研修を含む)	7人	2日計	5階大会議室、イオン新居浜会議室 イオン教育リーダー、庁内講師ほか  53会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	13人	1日	5階大会議室 まちづくり協働オフィス 吉川貴士 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	32人	1日	5階大会議室 東予産業創造センター 片上政明 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。また、人事考課者となるため、その基本を習得する。	19人	2日	コミュニティ防災センター (一社)日本経営協会 阪口武
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	18人	1日	5階大会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	25人	1日	コミュニティ防災センター 自彊舎益友会 猪瀬和男 山内クリニック 山内寿恵 愛媛大学 秦敬治

## (2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
特別研修 「自治大学校eラーニング研修」	希望職員	9人	1日	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「市町村アカデミーeラーニング研修」	希望職員	28	1	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「臨時・非常勤職員研修」	窓口担当及び市民対応の 多い臨時・非常勤職員	65	2	5階大会議室 庁内講師
副市長ミーティング	26年度新規職員が配属さ れた課所室の所属長	18	2 (4班)	副市長応接室
特別研修 「公務員倫理研修」	主・技幹以上の職員、 希望職員	116	1 (2班)	コミュニティ防災センター ビジネス・パートナーOHNO 大野正人
特別研修 「スキルアップ研修(選択研修)」	希望職員(主事級及び 一部主任級職員)	49	7	庁舎会議室、コミュニティ防災セ ンター 庁内講師
特別研修 「ワーク・ライフ・バランスの実現に 向けた啓発セミナー」	希望職員	18	1	新居浜商工会館1階大ホール 株東レ経営研究所 宮原淳二
特別研修 「新・財務会計システム研修(第3部)」	担当職員	60	1 (2班)	5階大会議室 HIB研修担当
OA研修 情報セキュリティ(eラーニング) 情報セキュリティ一般コース	全職員(4年間に分けて 実施)第1年度	243	1	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「企業に学ぶ―住友金属鉱山(株)編―」	希望職員(管理職)	61	1 (2班)	5階大会議室 住友金属鉱山(株)別子事業所総務 センター 村政幸
特別研修 「防災講演会」	全職員	349	1 (2班)	市民文化センター中ホール 元気仙沼市危機管理監 佐藤健一
特別研修 「情報セキュリティ等職場研修」	全職員	全職員	1	各職場
特別研修セミナー 「四国の新幹線導入促進シンポジウム」	希望職員	15	1	西条市総合文化会館大ホール 基調講演 大阪産器用大学工学部 波床正敏 パネルディスカッション 愛媛県知事ほか6名
特別研修 「協働事業市民提案事業意見交換会」	協働推進担当職員、希望 職員	18	1	新居浜市総合福祉センター まちづくり協働オフィス
特別研修 「新居浜工業高等専門学校大型機器見学会」	希望職員	8	1	新居浜工業高等専門学校
特別研修 「ゲートキーパー研修」	25年度未受講職員、希望 臨時・非常勤職員	578	2	コミュニティ防災センター NPO法人こころ塾 村松つね
特別研修 「人事評価(評価者)研修」	係長以上の全職員及び筆 頭主任保育士(主査)	413	3 (6班)	コミュニティ防災センター (一社)日本経営協会 中村寛
特別研修 「人事評価(面談)研修」	主・技幹以上の職員	105	2 (3班)	コミュニティ防災センター (有)能力開発システム研究所 木曾千草
特別研修 「人事評価(目標管理)研修」	副課長級以上の職員	228	2 (4班)	コミュニティ防災センター (一社)日本経営協会 山口貞利
特別研修 「協働による地域づくり推進事業」	希望職員	29	1	コミュニティ防災センター 住民集会総合アドバイザー 藤原明
特別研修 「新・公式ホームページ説明会」	各課所室長	153	1	5階大会議室 福泉(株)ネットクルー事業部

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
特別研修 「文化行政研修」	希望職員	37人	1日	5階大会議室 三重大学 教育学部長 藤田達生
特別研修 「コンパクトデジタルカメラ研修」	希望職員	22	1	コミュニティ防災センター 新居浜市美術展覧会審査員 田尾忠士 田尾フォトサービス 田尾優二
特別研修 「業務改善能力開発研修」	希望職員	9	1	コミュニティ防災センター (有)エヌ・アール・シー 杠隆史
特別研修 「地域づくり実践セミナー・知的財産セミナー」	希望職員	13	1	愛媛県総合科学博物館 高野誠鮮、相原正
特別研修 「行革甲子園2014」	希望職員	5	1	松山市総合コミュニティセンター
特別研修 「中小企業・小規模事業者応援セミナー」	希望職員	9	1	リーガロイヤルホテル新居浜 中小企業庁長官 北川慎介
特別研修 「男女共同参画推進事業所研修会」	希望職員	6	1	別子銅山記念図書館 内閣府少子化対策政策推進リーダー 渥美由喜
特別研修 「市民と行政の協働」	庁内委員、協働推進担当、 希望職員	49	1	コミュニティ防災センター 高崎経済大学教授 櫻井常矢
特別研修 「成長戦略と日本の財政」	希望職員	6	1	新居浜商工会議所 財務省大臣官房総合政策課 西方建一

### (3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
地区別人権・同和教育懇談会庁内 事前研修	全職員	612人	4日 (11班)	コミュニティ防災センター、 別子山支所
地区別人権・同和教育懇談会	全職員	684	6月～ 8月	各校区内公民館、自治会館ほか
人権・同和教育主担者養成研修	主担者	38	1	コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング	主査、副課長昇任職員	43	1	5階大会議室
人権講演会	全職員	1,011	2 (3班)	市民文化センター中ホール 西条市福祉部高齢介護課 近藤誠
人権・同和教育職場研修	全職員	全職員	1月～ 2月	各職場

### (4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
子育て支援対策	庁内人選	1人	5日	千葉市
法令実務A	庁内人選	1	5	千葉市
人材育成の企画と実践	庁内人選	1	9	千葉市
政策企画の戦略	庁内人選	1	9	千葉市
住民と行政の協働	庁内人選	1	9	千葉市

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市町村税徴収事務	庁内人選	1 <sup>人</sup>	11 <sup>日</sup>	千葉市
住民税課税事務	庁内人選	2	11	千葉市
広報・広聴の効果的実践	庁内人選	1	11	千葉市
人事評価制度	庁内人選	1	5	千葉市
住民行政事務	庁内人選	1	9	千葉市
議会事務	庁内人選	1	9	千葉市
監査事務	庁内人選	1	9	千葉市
監査委員セミナー	庁内人選	2	2	千葉市

(5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
新地方公会計制度の実務	庁内人選	1 <sup>人</sup>	3 <sup>日</sup>	大津市
人事評価制度とその運用の実際	庁内人選	1	4	大津市
自治体の自律的な財政運営	庁内人選	1	3	大津市
地域防災力の向上	庁内人選	1	3	大津市
これからのまちづくりと地域の交通	庁内人選	1	3	大津市
伝えたいことが伝わる自治体広報戦略	庁内人選	1	3	大津市
公共政策エッセンス講座	庁内人選	1	5	大津市
シニアマネジャー研修	庁内人選	1	3	大津市
学習する組織を目指して	庁内人選	1	3	大津市
地域医療の再生	庁内人選	1	3	大津市
住民との協働によるまづくり	庁内人選	1	5	大津市
障害のある人への自立支援	庁内人選	1	5	大津市
事務事業評価の活用	庁内人選	1	8	大津市
自治体職員のための政策法務	庁内人選	1	5	大津市
滞納整理の実践と徴収マネジメント	庁内人選	1	5	大津市
ソリューションフォーカスによる解決構築	庁内人選	1	4	大津市
災害時の市町村の対応	庁内人選	1	3	大津市

## (6) 愛媛県研修所

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市町課長級研修(第35期)	庁内人選	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	松山市
市町村係長研修(第68期)	庁内人選	2	4	松山市
市町村係長研修(第69期)	庁内人選	1	4	松山市
県・市町中難職員研修(第11期)	庁内人選	1	4	松山市
経営分析基礎講座	庁内人選	3	3	松山市
文章力向上講座	庁内人選	1	2	松山市
問題発見・解決能力向上講座	庁内人選	2	2	松山市
危機管理(地震災害対策)講座	庁内人選	3	2	松山市
コミュニケーション講座	庁内人選	1	2	松山市
メンタルヘルス講座	庁内人選	2	2	松山市
地方自治法講座	庁内人選	2	2	松山市
行政法講座	庁内人選	1	2	松山市
折衝力・交渉力講座	庁内人選	2	2	松山市
政策形成講座	庁内人選	2	3	松山市
法制執務講座	庁内人選	2	2	松山市
社会調査実践講座	庁内人選	1	3	松山市
自治体法務検定(政策法務)受検コース	庁内人選	1	1	松山市

## (7) 消 防

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県消防学校「初任教育」	担当者	2 <sup>人</sup>	170 <sup>日</sup>	松山市
愛媛県消防学校「救助科」	担当者	2	31	松山市
愛媛県消防学校「救急科」	担当者	5	59	松山市
愛媛県消防学校「警防科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「新救助技術講習」	担当者	2	4	松山市
愛媛県消防学校「初級幹部科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「緊急消防救助隊研修」	担当者	3	1	松山市
愛媛県消防学校「惨事ストレス研修」	担当者	3	1	松山市
愛媛県消防学校「予防査察科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「火災調査科」	担当者	1	12	松山市
救急救命士養成研修	担当者	1	191	北九州市
消防大学校(救急科)	担当者	1	32	東京

## (8) 自治大 学 校

研 修 名	対 象 者	受 講 者 数	日 数	派 遣 先
自治大学(第2部課程)	庁内人選	1 <sup>人</sup>	71 <sup>日</sup>	東京

## (9) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受 講 者 数	日 数	派 遣 先
木造建築物の設計・施工のポイント	担当者	1 <sup>人</sup>	3 <sup>日</sup>	小平市
P C 橋の計画及び維持管理	担当者	1	3	小平市
建築工事監理	担当者	1	5	小平市
コンクリート築造物の維持管理・補修	担当者	1	3	小平市

## (10) 日本下水道事業団

研 修 名	対 象 者	受 講 者 数	日 数	派 遣 先
実施設計コース 管きよ設計Ⅱ	担当者	1 <sup>人</sup>	18 <sup>日</sup>	戸田市

## (11) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受 講 者 数	日 数	派 遣 先
地方公務員のための給与実務入門	担当者	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	名古屋市
階層別研修プレゼンテーション	担当者	1	1	大阪市
人事・採用担当者のための採用セミナー	担当者	1	1	大阪市
NOMA講師による講師・研修内容説明会	担当者	1	1	大阪市
公務能率研究会議	担当者	1	2	東京
SNS・ICT・広報紙を活用して地域に動きを創り出すシティプロモーション	担当者	1	2	東京
地方自治体におけるクレーム対応力	担当者	1	2	名古屋市

## (12) 日本広報協会

研 修 名	対 象 者	受 講 者 数	日 数	派 遣 先
広報基礎講座 京都セミナー2014	担当者	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	京都市

## (13) 日本環境衛生センター

研 修 名	対 象 者	受 講 者 数	日 数	派 遣 先
破碎・リサイクル施設コース(管理課程)	担当者	1 <sup>人</sup>	4 <sup>日</sup>	広島市

## (14) NPO関連研修

研 修 名	対 象 者	受 講 者 数	日 数	派 遣 先
地域力・協働力・支援力研修 in 岡山2014	担当者	1 <sup>人</sup>	1 <sup>日</sup>	岡山市



## (15) 計量研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
第2回 短期計量教習	担当者	1 <sup>人</sup>	26 <sup>日</sup>	つくば市

## (16) 愛媛県派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	6 <sup>人</sup>	365 <sup>日</sup>	愛媛県

## (17) 人権教育

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
全国人権・同和教育研究大会	庁内人選	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	高松市

## (18) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
企画総務委員会所管事務調査同行	担当者	1 <sup>人</sup>	4 <sup>日</sup>	網走市ほか
福祉教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	白石市ほか
市民経済委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	旭川市ほか
環境建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	七飯町ほか
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	北上市ほか
産業・観光振興対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	藤枝市ほか
災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	佐伯市ほか
都市基盤・道路網整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	田辺市ほか

## (19) その他

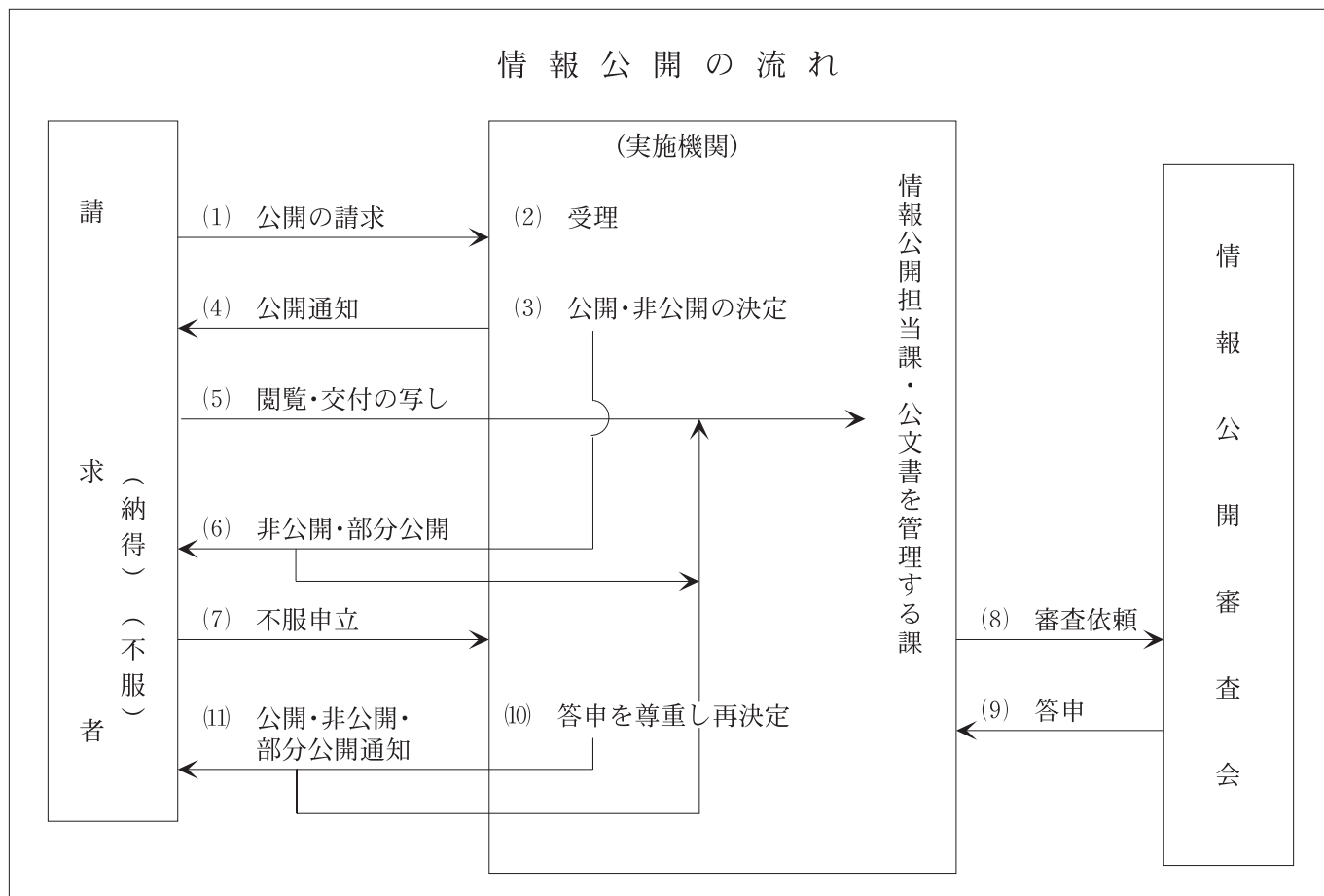
研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
平成26年度ブロック別徴収事務研修	担当者	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	広島市
日本人事行政研究所 「給与実務の実例研修会」	担当者	1	2	東京都
独立行政法人国立美術館キュレーター研修	担当者	1	26	東京都
四国自治体・中堅職員交流研修	担当者	5	2	高松市
幼稚園等新規採用教員研修 本庁研修	担当者	2	2	松山市
幼稚園等新規採用教員研修 第2回 園外研修	担当者	2	1	四国中央市
幼稚園等新規採用教員研修 第1回 センター研修	担当者	2	2	松山市
幼稚園等新規採用教員研修 第2回 センター研修	担当者	2	3	松山市
幼稚園等新規採用教員研修 第3回 センター研修	担当者	2	1	松山市
幼稚園等新規採用教員研修 第4回 センター研修	担当者	2	1	松山市

## 10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の市政に対する理解を深め、公正で開かれた市政を推進するために、市が持っている行政情報(公文書)を広く公開・提供するもので、

平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

### (1) 情報公開の請求から公開までの手続き



### (2) 不服申立て

非公開の決定に不服があるときは、決定のあった日の翌日から60日以内に、市に対して、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、市では、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に審査を依頼し、その意見を尊重して公開するかどうかを再決定することになる。

### (3) 情報公開制度の運用状況

新しい新居浜市情報公開条例では、資料(公文書)について、誰でも情報公開請求ができることとしている。

表(1) 公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	25		26	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	10	3	17	8
部分公開	21	4	17	1
非公開	1	0	0	0
不存	0	0	1	0
在	0	0	0	0
不服申立	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
合計	32	7	35	9

注：実施機関とは、市長（水道局を含む）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

## 11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、プライバシーの保護等個人の権利利益を保護するため、市における個人情報の収集、利用、管理等、個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、自己情報の開示、訂正又は利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

### (1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報が対象となり、電算処理情報に限らず、手作業による処理情報を含む全ての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

### (2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要注意情報については、行政事務執行上や

むを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

### (3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は緊急かつやむを得ないときなどに限る。

### (4) 自己情報の開示の請求及び訂正又は利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示及び訂正、利用停止の請求ができる。

### (5) 不服申立て

個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に不服があるときは、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、公正な判断を行うため、不服申立ての審査や個人情報保護制度の重要な事項に対して審議するため学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に審査を依頼し、その答申を尊重して再決定することになる。

### (6) 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況とともに市政だよりで毎年1回公表している。平成26年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、537件である。

表(1) 自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分 実施機関	25		26	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	2	0	1	0
部分開示	3	0	4	0
不開示	0	0	0	0
不存	0	0	1	0
在	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
不服申立	0	0	0	0
合計	5	0	6	0